ＤＸ審査支払機構・国保統一事例

【　注射　】

８９７　ガベキサートメシル酸塩（播種性血管内凝固症候群）の投与期間について

《令和８年１０月３０日》

○　取扱い

播種性血管内凝固症候群に対する注射用ガベキサートメシル酸塩（注射用エフオーワイ）の投与期間の上限は、原則として定めない。

○　取扱いを作成した根拠等

播種性血管内凝固症候群は、血液凝固作用と凝血塊を溶解する線溶作用が同時に無秩序に生じる病態である。臨床的には、多くの臓器に微小血栓が無数に生じ、結果として多臓器が循環障害による機能不全に陥りやすい。

播種性血管内凝固症候群の治療において、抗凝固療法は必須の治療として推奨されており、注射用ガベキサートメシル酸塩（注射用エフオーワイ）は、合成プロテアーゼ阻害薬（ＳＰＩ：Ｓｙｎｔｈｅｔｉｃ　Ｐｒｏｔｅａｓｅ　Ｉｎｈｉｂｉｔｏｒ）による抗凝固療法として、病態の推移に応じて、投与期間に制限なく治療する必要がある。

以上のことから、播種性血管内凝固症候群に対する注射用ガベキサートメシル酸塩（注射用エフオーワイ）の投与期間の上限は、原則として定めないと判断した。

なお、投与期間については個々の症例ごとに判断すること。